琉球大学学術リポジトリ

復帰準備2

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 沖縄の諸制度, 沖縄復帰準備委員会 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43399

第一編 復帰のための臨時措置法

秘
無期限

条約課長　アメリカ局長
参事官
官房総務参事官　安全保障課長　北米第一課長
官房書記官　人事課長
会計課長

「沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法」の取扱いについて

46.9.3.
米.北一(有地)

1. 昨年5月1日公布施行された「沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法」(別添第1、以下「臨時措置法」という)の沖縄復帰に際する取扱いについては、官総参事官室を中心に省内で検討し来ったところ、準備委員会は復帰と同時に消滅するが同政府代表事務所は残務整理(通常の残務整理以外に、特に他位協定、適用関係事務所)のため復帰後6ヶ月を限り存続させる必要

2

ありと認められるので、目下沖縄・北方対策庁がまとめている「沖縄の復帰に伴う特別措置法案(仮称、以下「特別措置法案」という)にその為め必要な規定を置く方向で、去る8月19日法制局第三部(川口参事官)とも協議した。

その結果、特別措置法案に織り込む条文及び附則の条文(別添第2)を作成し、同条文につき更に法制局及び本省において検討の上、追って法制局と再協議することとなった。

その際法制局側が指摘した主な問題点は、(イ)代表事務所をそっくりの形で残す必要があるのか(本省からの長期出張の形で

処理し得ないか）(ロ) 存続される場合、通常の残務整理期間は1～2ヶ月とされているところ、6ヶ月存続の理由、及び大蔵省との予算折衝との関係、(ハ) 臨時措置法中の「任務」はそのままでよいか、任務の内容が変るのではないか、(ニ)「在勤可能」の支給は、後帰後は認められないのではないか 等の諸点であった。

2. 前記法制局指摘の問題点も含め、本件臨時措置法の沖縄後帰に伴う取扱いについては、次のとおり措置し、対処することと致したい。

(1) 代表事務所の残務整理のための暫定的存続は是非共必要である。その必要性に

関する説明振りは別紙のとおりである。（職員の長期出張による処理は現実的でなく、その理由についても別紙趣旨を説明。）

(2) 存続期間について、法文上は「6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める」と規定するので、法案説明の段階では、(イ) 別紙の趣旨から1～2ヶ月の通常残務整理期間では不十分 (ロ) 最長6ヶ月あれば十分との感覚を説明する。

（法案審議の方が予算審議より先行するので、法案審議の段階で予算の裏付をとることは困難と思われる。追って予算審議の際は6ヶ月の根拠を更に具体的につめる事あるべし。）

(3) 臨時措置法の内容については、特に改正、乃至読替之等はせず、そのまゝとする。同法中には、復帰後の残務整理期間に入つてからは当然削除、修正を要し、或いは読み替えを必要とすべき点が多くあるも(先ず第一に、準備委員会がなくなり、日本国政府代表もいなくなる)、之等を指摘し出すと法全体を書き直し、或いは同法を廃して新法を作らざるを得なくなる。むしろ復帰後の臨時措置法の取扱いは例えば下記(イ)(ロ)の如く残務整理の観点から法全体を解釈するという説明を通す方が適当であり、現実的であると考えられる。

(イ) 「任務」の内容が変ることは当然であるが、臨時措置法の任務は同任務から生ずる残務整理をも含むものと解釈する。

(ロ) 「在勤手当」が復帰後不給できなくなることは、「復帰」という厳然たる事実から派生する当然の帰結であり、そのために臨時措置法の改正を特に要しないものと考える。

沖縄復帰後における地位協定適用関係事務処理のための現地事務所の必要性

1. 現沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所を沖縄復帰後6カ月間存続せしめる。

2. 目的：
現代表事務所の職務整理（事務を他の国の正先機関又は県へ引継ぐこと。文書・資料を関係機関に引継ぎ又は移送すること。）に加えて、地位協定及び実施細目の沖縄への適用に関し、日米合同委員会を通ずる米側との連絡、調整のうち現地にて行なう必要のある事項を処理せしめることを目的とする。

3. 理由：
沖縄の復帰に伴ない、現在の在日米軍の規模を上廻わる在沖米軍に新たに地位協定及び実施細目（合同委員会各種合意）が適用されることとなるところ、その具体的な適用に関しては、特に復帰直後の若干の期間、在沖縄米軍と現地において連絡、調整を行なうことが必要である。

別紙第一

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法

（趣旨）

第一条　この法律は、沖縄の日本国への復帰準備に関する日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖縄島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表（以下「政府代表」という。）を長とする代表事務所の設置及びその任務、職員の給与等を定めるものとする。

（設置）

第二条　外務省の機関として、沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所（以下「代表事務所」という。）を置く。

2　代表事務所は、沖縄島那覇に置く。

（任務）

第三条　代表事務所は、第一条の準備委員会において日本国政府を代表し、同委員会を通じて行なう沖縄の復帰準備に関し必要な事項につき、在沖縄アメリカ合衆国政府機関との協議に当たることを任務とする。

（政府代表）

第四条　政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。

2　政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

第五条　政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。

（職員）

第六条　代表事務所に置かれる政府代表以外の職員（以下「職員」という。）は、外務公務員法第二条第一項第七号の外務職員とする。

（給与及び災害補償）

第七条　政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2　政府代表の俸給月額は、三十一万円とする。

3　職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

4　第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分に発揮することができるように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

5　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二（第三項を除く。）並びに第二十一条第二項の規定は、第一項又は第三項の規定による政府代表又は職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第三条第二項及び第三

項中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、同法第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項中「外国」とあるのは「沖縄島那覇」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

6　政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）は、廃止する。

理由

沖縄の復帰に備え、アメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖縄島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表を長とする代表事務所を設置し、これに関し所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

別紙第二

第　章　外務省関係

（旅券法の特例に関する法律等の廃止）

第　条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）

○二　沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）

（旅券法の一部改正）

第　条　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

（旅券法の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第　条　旧旅券法の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なものは、旅券法第五条又は第十条の規定に基づいて発行され、又は再発行さ

○　附　則

「この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。」　ただし、第　条第二号の規定は、同日以後六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

○
○

れた旅券とみなす。

2　旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいてされた申請若しくは請求又は処分は、旅券法の相当規定に基づいて国内においてされた申請若しくは請求又は処分とみなす。

○
○

（　部の内　号）

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 儀典官 官房長 官房審議官 人事厚生課 電信課 計画課 文書課 会計課 給与課

調査長 参企 調査課 析調

領移長 参領 旅券課 査移

アメ長 参地 中南米課 東北 二西 東南 一

米長 参北 北米課 北 保 二 一

中南審 参一二

欧長 参西 東欧課 洋 西 東 二 三

近ア長 参書 近ア

経長 次総経 国際経済課 資源 一

経協長 参賀 統計課 国際金融課 国 万 二

参政 技術協力課 国際協力課 二 一 理

条約長 参条 条約課 協 規

国際情報第一課長 参政 経済情報課 科

国際情報第二課長 軍社 専門情報課

情報文化課長 参道 内外 一二

総番号（TA）44883　主管
71年9月3日14時00分　沖縄　発
71年9月3日18時30分　本省　着　米北1

外務大臣殿　喜多郎 大使　臨時代理大使　総領事　代理

施政権移転小委員会（入管行政）

第954号　略

往電第943号に関し

本小委員会は、2日「入管行政」についての第1回審議を行なつたところ、その概要次の通り。なお、米側からシモンズ民政府公安局長、タシロ出入域部長及びウオルターズ、当方からムラズミ、ナカヤマ、ヌマコシ、アゼチ（おきなわ事務局法務係長）及びニツタ、りゆう政側からオオシロ出入域管理庁長、ザキミほかが出席した。

（1）米側より、現在おきなわに滞在する約3万人の非りゆうきゆう人（そのうち日本人約17000、その他の外国人約12,700）のとう録に関して、右が復帰とともに円かつに日本政府に移管されるためには如何なる準備をすればよいか、現段階から検討しておくべきであると考えると述べた。

（2）わが方より、当地において実務に携さわつているりゆう政側より問題点等を指摘することを示さ。

（3）これに応じりゆう政側より、現行外人とう録制度に

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

関係する諸問題について要旨次の通り述べた。

（イ）米軍要員以外の外国人でおきなわに入域しながら在留とう録を行なつていない者が1709名、また在留とう録の更新をしていない者が2669名も記録上はいることとなつている。これらの中にはカデナないしフテンマ空港からおきなわを去つた者も相当あると思うが、両空港に入管事務所がないため実体をはあくし得ない状態にある。

（ロ）現在外国人に与えている在りゆう許可期限は2年、1年、6カ月等と区々であるところ、復帰もあとわずかであることにかんがみ、今後滞在期間を復帰までに限るべきか、あるいは復帰前に許可された期限を復帰後も認められるであろうか。

（ハ）現在多数の米国籍者が入域許可を得ることなくおきなわに入域しているが、復帰日以降は入域許可を要することとなるので、復帰時において混乱を生ぜざるよう配慮し置く必要あり。

（ニ）現在30日を超えて滞在する日本国籍者について在留とう録を行なつているが、近年その数が激増しているのに反しこれに当る職員数は増えていないので、支障を来たしている。復帰後はかかる制度が消めつすることでもあり、現段階からこれを廃止することは出来ないか。

（4）次いで上記の諸点について質疑応答が行なわれ、（

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

イ）に関しては日米双方より復帰の前に在留外国籍者の数が正確にはあくされ、かつこれらの人々が正しくとう録されていることが円かつなる移行の前提なることを認め、更に検討することとした。（ロ）に関してわが方より、第2次復帰対策要こうの関連部分を指摘。また、（ニ）について米側は部内で検討してみると述べた。

（了）

外務省